日 薬 業 発 第 251 号 平成 28 年 10 月 7 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会 副会長 乾 英夫

セルフメディケーション税制に関する啓発資材について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、セルフメディケーション税制に関しては「セルフメディケーション税制(医療 費控除の特例)について(平成28年6月20日付け日薬業発第132号)」でお知らせし ましたが、今般、本会を含む関係団体において添付のとおり啓発ポスター及び啓発チラ シを作成いたしました。

これら啓発資材については、各薬局あてに、医薬情報おまとめ便サービス (11 月号) に同封して配布 (ポスター1 枚、チラシ 3 枚を配布) する予定です。

本会では、引き続き厚生労働省や関係団体と連携を図りつつ、引き続きセルフメディケーション税制の具体的な運用などについて検討を進め、適宜、情報提供を行っていく予定ですので、本啓発資材などにつきまして貴会会員へご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本会ホームページ上では、これら啓発資材の他、本税制に関する資料等につきまして順次掲載予定であることを申し添えます。

添付1. セルフメディケーション税制 啓発ポスター (A3) 添付2. セルフメディケーション税制 啓発チラシ (A4)

参考:日本薬剤師会 セルフメディケーション税制関連ホームページ

http://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi.php?p=20161007

で存知ですか? のTC医薬品の 購入で税金が 戻るかも!

2017年1月から セルクメディケーション税制 (医療費控除の特例)が始まります。

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が施行されます。

特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が

「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

※この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。 なお、平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。

確定申告すれば、 購入金額の一部が 戻ってきます!



こちらが 目印です! セルフメティケーション

税控除効象

公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 日本保険薬局協会 日本製薬団体連合会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 日本一般用医薬品連合会 チラシ

で存知ですか? 201

新しい税制が 始まります

ESSMEDIET!

セルフメティケーション

税上控除対象

2017年1月から 也见了以完了了一个自义就制 (医療費性除の特例)が始まります。

従来の医療費控除制度は、1年間(1月1日~12月31日)に自己負担した医療費が、

自分と扶養家族の分を合わせて「合計10万円」を超えた場合、

確定申告することにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。

治療のために購入したOTC医薬品の代金もこの医療費控除制度の対象となります。

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに

「合計1万2.000円」を超えた場合に適用される制度です。

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が 施行されます。特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が 確定申告すれば、 購入金額の一部が 戻ってきます!



セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)



Q1 対象となる特定の成分を含んだOTC医薬品とは?

厚生労働省のホームページhttp://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.htmlで、

この制度の対象となる具体的なOTC医薬品を確認することができます。現在、製造 メーカーは、対象となるOTC医薬品のパッケージに右のような識別マークを印刷 またはシールで貼付する作業を行っており、この制度が始まる2017年1月には多く の対象製品をマーク付きに置き換えていく予定です。

<表示例>





<識別マーク>

セルフメティケーション

- *製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさ や色も異なります。
- *製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク 無しでも同じ製品は制度の対象になります。

さらに、購入の際にお客様が受け取るレシートには、この制度の対象製品に★のような印と 「セルフメディケーション税制対象」という印字か、手書きの注記がなされますので、 そのレシートや領収書は大切に保管ください。

対象となる人は?

所得税や住民税を納めていて、自分と扶養 家族の分を合わせて、対象となるOTC医薬品 の年間購入額が1万2,000円を超えた人で、 あわせて健康の維持増進や疾病予防のため に健康診断等を受けている人が対象になり ます。



いくら税金が戻ってくるの?

扶養家族の分を含めた対象となるOTC医薬品の年間購入額 が1万2,000円を越えた部分に申告者の所得税率を掛けた 金額が所得税(国税)分として戻ってきます。

例えば所得税率20%の申告者が年間5万円分を購入した場合は、 (5万円-1万2,000円) x 20%=7,600円が戻ってきます。 加えて、翌年度の住民税(地方税)分として、

(5万円-1万2,000円) x 個人住民税率10%=3,800円が戻ってきます。

注:10万円分の購入、すなわち8万8,000円の所得控除が上限になります。

確定申告はどのようにすればよいの?

確定申告をしたことがない方も多いと思いますが、国税庁ホームページの「確定 申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成 することができます。

*従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除 の特例)を同時に利用することはできません。

購入したOTC医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除 制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のどちらの適用とするか、 対象者で自身で選択することになります。

これまで、1年間に自己負担した医療費の合計が 10万円を超えることがなかった人でも、対象と なるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を

超えれば、セルフメディケーション税 制(医療費控除の特例)の適用を受 けられる可能性があります。

OTC医薬品を購入した場合の レシート(領収書)は、 こまめに保管しておく習慣を つけましょう。

どちらの医療費控除制度を選択したらよいか、よく考えましょう。

公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 日本保険薬局協会 日本製薬団体連合会

日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 日本一般用医薬品連合会



